

那覇市識名霊園周辺における《墓地スプロール地域》の形成過程

岡本啓介*

I. はじめに

1. 問題の所在

人が亡くなると、墓や葬儀会館、火葬場等のような建造物が死を受け止める空間となる¹⁾。これらは、都市的な機能を担う施設として欠くことのできないものとされている。しかし、その立地にあたっては必要性が理解されながらも居住地域での建設は反対する、いわゆるNIMBY²⁾と呼ばれる居住者の態度から理解されるように、これらの施設はしばしば忌避施設とみなされることも事実である³⁾。とりわけ、墓地は一度その土地利用がなされると、他の用途への転用が難しいとされている⁴⁾。そのため、新たな墓地をどこにつくるか、あるいは中心市街地にある墓地をどのように移転し、跡地利用を行うかという議論は非常に難解である。このように、葬送に関わる諸施設の立地は、社会・都市問題の一つとして取り上げられる。

沖縄県の墓地をめぐる土地利用上の問題は、独特な墓制により社会問題として注目されてきた⁵⁾。それは、亀甲墓や破風墓と呼ばれる形態が普及していることや個人で墓地を所有する慣習等が関係している。本来、日本では「墓地、埋葬等に関する法律」によって、

個人による墓を建設するための土地の所有は認められていないが、沖縄県では地域の特性に配慮し認められてきた⁶⁾。しかし、その弊害もみられる。法の周知が徹底されておらず無許可で墓地が造成され、無秩序に墓地開発が進行するスプロール現象がみられる。これによって派生する、ごみの散乱や不法投棄、緑地帯の減少、墓参りシーズンの交通渋滞等は深刻な問題である。とりわけ那覇市では第二次世界大戦後、米軍占領下において急速な人口増加と市街地の拡大を経験し、郊外に立地していた墓地の周辺にも住宅が広がったこともあって、墓地と住宅が混在する特異な景観が現れたのである。

2. 研究の目的

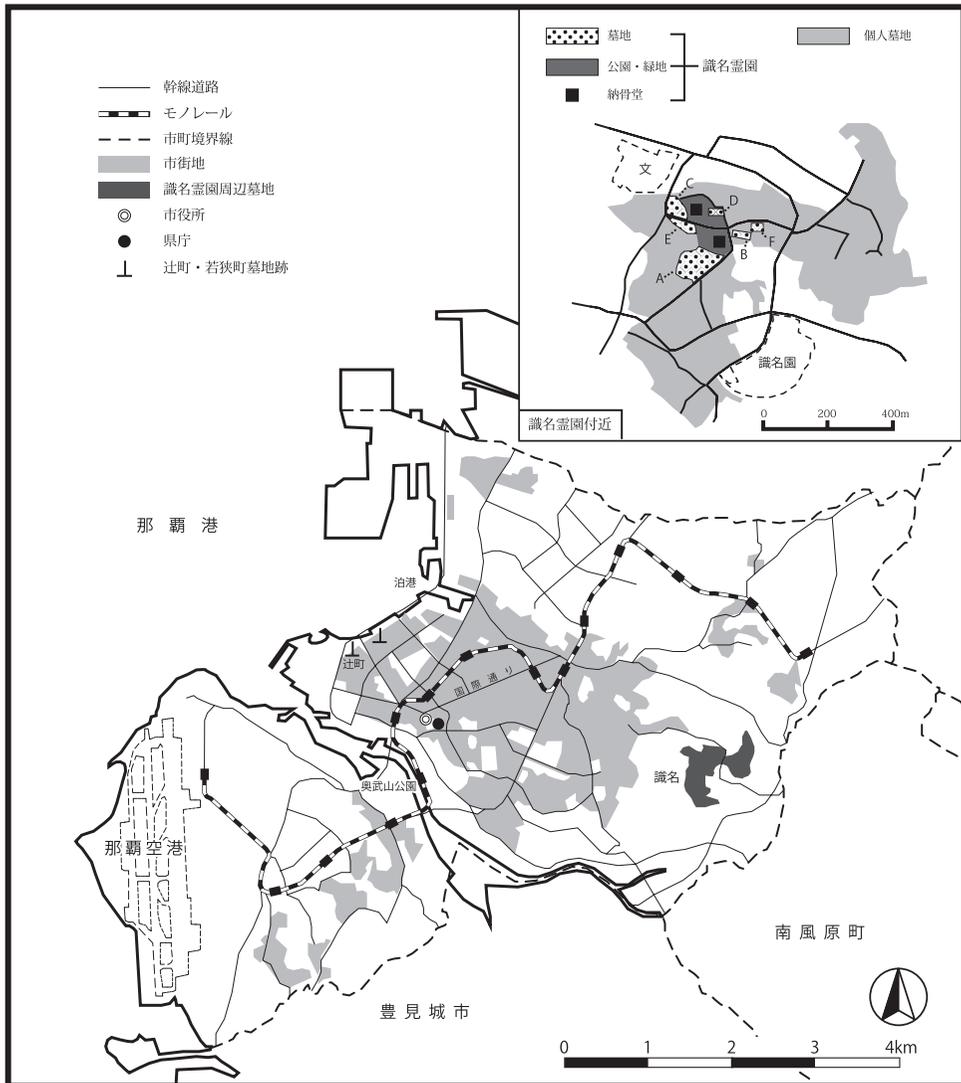
沖縄県独特の墓制や葬送儀礼についての研究⁷⁾が数多くなされてきた一方で、こうした墓地の景観上の問題が成立した歴史的背景を明らかにする研究は極めて限られている。そこで、本稿では沖縄県で最も墓地問題が集中している那覇市識名霊園周辺に着目して、この場所に墓地が集積し、スプロール化するに至った過程を明らかにする。

識名霊園は都市計画の一環として1956年に現在の字識名、真地、繁多川の一部に設置された(第1図)。当初は346,488 m²が霊園

* 株式会社平安

キーワード：墓地、スプロール現象、都市計画、那覇市

Key words：Burial Site, Urban Sprawl, Urban Planning, Naha City



第1図 地域概観図

に指定されたが、用地の買収等が計画通り進まず、2009年4月現在、区画整理された墓地面積は39,173 m^2 にすぎない⁸⁾。その識名霊園を取り囲むように個人が所有している墓地（以下、個人墓地と略）が広がり、墓地のスプロール現象やごみの不法投棄等が社会問題として顕在化した（第2図）。識名霊園の墳墓数は724基であるが（第1表）、霊

園周辺には9,237基もの個人墓地が集積している⁹⁾。これは那覇市の墓地全体の約55%を占めており、県内においても著しい墓地集積地である。

稲田の研究¹⁰⁾によると、地理学における墓地研究の役割は二つある。第一にどこに墓をつくるか、なぜその場所につくられたのか、その背景にある人々の空間構造を読み取



第2図 スプロール化した墓地の現況（2012年）
筆者撮影

第1表 識名霊園の概況（2009年）

種別	施設名称	面積 (m ²)	墳墓・ 部屋数	築造年度 (年)
墓地	A地区	10,100	478	1969
	B地区	1,490	65	1975
	C地区	2,629	117	1978
	D地区	2,097	21	1985
	その他	765	43	—
	計	17,081	724	—
納骨堂	北納骨堂	526	1,352	1958
	南納骨堂	598	2,240	1972
	計	1,124	3,592	—
無縁遺骨		52	603	1979
広場		7,821	—	1969・1985
緑地		5,600	—	1979
道路		7,547	—	1979
	合計	39,225	4,919	—

那覇市『那覇市墓地等に関する基本方針』より作成。

ることであり、第二に地域における文化変容を、墓地を通して分析することである。本稿は主として、識名霊園周辺に墓地が造られ、集積した経緯を明らかにする第一の視点に関連する。ただし、その過程における様々なアクター—行政や墓地の需要・供給者—の思惑が墓地の集積にどのような影響を与えたのかについて明らかにすることは、墓地をめぐる文化的意味を考える第二の視点とも関

連しよう。

以下では、戦後那覇市における墓地政策の端緒となった事業と都市計画としての霊園構想を検討し（Ⅱ）、その上で識名霊園とその周辺地域に墓地が集積・スプロール化した過程を明らかにする（Ⅲ）。さらに、その過程の社会的背景を異なる人々の立場から考察し（Ⅳ）、本論考の結論を提示する（Ⅴ）。

Ⅱ. 辻町・若狭町墓地整理事業と霊園構想

那覇市は第二次世界大戦後の復興において、戦前までの旧市街地が米軍により接収され土地の返還が遅れたために戦前の郊外にあたる場所に新市街（現国際通り周辺）が形成された。そのため、「一面畑と泥田」¹¹⁾、そして墓地が点在するのみであった戦前の郊外に新たな商店や住居等の都市基盤整備が進められると、土地の有効利用のため「墳墓に對する問題」すなわち墓の撤去・移転が「可成り切實に」¹²⁾ 住民の注目を集めた。これらの背景のもと、那覇市は新市街に散在する墓を郊外に移転させるため、モデル事業として戦前から古墓群として有名であった辻原を含む、辻町・若狭町墓地整理事業（以下、「墓地整理事業」と略）を計画・実施したのである（第2表）。

1952年8月に公布された那覇市都市計画概要によると、「墓地整理事業」の目的は那覇市の「土地狭少〔ママ〕」と「軍用地及道路に潰れる土地が莫大」であり、「土地の最高度の活用」を実現することである。さらに、「埋葬の弊風是正を図るため」ともされている。つまり、「墓地整理事業」は那覇市における土地利用の高度化を図るべく、墓の移

第2表 那覇市都市計画の経緯（1949-1958）

年 月	都市計画関連事項
1949 12	シーツ軍政長官が那覇市に都市計画の推進を指示
1950	3 那覇市都市計画大綱決議
	8 都市計画条例、市街地建築物条例制定
1951	1 辻町・若狭町墓地整理事業が始動
	10 建築基準条例制定
	2 琉球政府発足
1952	6 那覇市が石川栄耀に都市計画作成の依頼
	8 那覇市都市計画概要制定
1953	1 石川栄耀が都市計画指導のため沖縄へ出張・現地視察（1/28～2/10）
	7 石川栄耀『那覇市都市計画の考察』を提出
	8 都市計画法制定
	10 真和志村が市に昇格
1954	9 那覇市が首里市・小禄村と合併
	5 那覇市都市計画決定（霊園計画が明記される）
	8 石川栄耀が都市計画指導のため沖縄へ出張・現地視察（8/5～15）
1955	9 石川栄耀永眠（62歳）
	12 那覇市都市計画の変更・追加（市営識名霊園設置が認可）
1956	2 首都建設法制定
	3 那覇市都市計画決定
1957 12	那覇市と真和志市が合併
1958 11	辻町・若狭町の墓地取り壊し（整地工事）が終了

『うるま新報』『琉球新報』『沖縄タイムス』『那覇市史』より作成。

転・撤去を実施し、墓の土地利用を縮小するために埋葬から火葬に改めることを目的としていた。また、「火葬場、共同墓地、及納骨堂の設置」も計画されており、那覇市における墓地政策のマスタープランとして理解することができる。

しかし、祖先崇拝の強い市民が墓を取り壊すことや葬送文化を改めることを受容する

ことは困難であった。そもそも、辻町・若狭町の墓地を取り壊すことは軍命に基づくものであり、米軍は「泊港岸壁外廓の埋立のため」¹³⁾ その土砂を辻町・若狭町の墓地が立地する丘陵地から確保したかったのである。これによって、那覇市は辻町・若狭町の墓地所有者に対して墓の移転・撤去の理由を明確にしなければならず、現実に生活する人々を無視したかのような「墓地整理事業」が策定された。

戦後那覇市の都市計画に大きな影響を与えた、当時東京都建設局長で都市計画家の石川栄耀¹⁴⁾ は那覇市の墓地問題に対して、「伝統的な市民に墓地に對する考え方を一八〇度轉換せしめる爲の精神工作が必要」であると述べ¹⁵⁾、市民が事業を受容することができる正当な意味づけ—「精神工作」—をしなければならぬと提唱している。この「精神工作」は石川の提唱以前から地元紙において唱えられていた。すなわち、墓地と住居が近接している非衛生的な環境を誇張して描き、事業の正当性を主張し、「當地域〔辻町・若狭町〕に墓所を所有する市民も、全市民の利益のためには多少の自己の利益を犠牲にするだけの寛大さを持つて欲しい」と訴えかけている¹⁶⁾。

以上のように、いずれも「墓地整理事業」を遂行するために市民が事業を受容することができる正当な意味づけ—「精神工作」—が行なわれたことが分かる。同事業の目的は、軍命による墓地の取り壊しと那覇市の墓地・葬送文化の近代化・合理化がコインの表裏のように介在していたのである。

このような背景のもと1951年1月から実施された「墓地整理事業」は、1958年11月に墓の撤去が終わり、事業の全行程が終了し

た。辻町・若狭町にあった墓内の遺骨は火葬に付し、奥武山神社跡地に仮安置所として建設した納骨堂を利用するか、各々墓地を用意することとなった。

新たな墓地を求める人々は空闲地が広がっている那覇市周縁部にその用地を求めることとなる。つまり、「那覇市辻原や若狭原墓地撤去開始以来〔、〕真和志村内に無許可で墓を新設するものが急げきに増加」¹⁷⁾していることや「郊外に移る墓地」¹⁸⁾という記事から個人墓地の郊外への立地移動が増加していることが分かる。そのため、遺骨・墓の移転先の確保とともに、郊外に集中するであろう墓を一箇所に集めるために、都市計画の一環としての霊園が必要となった。

この霊園構想を提唱した石川栄耀と那覇市都市計画との関連性についてはいくつかの研究¹⁹⁾があり、石川が果たした役割は極めて大きいとされる。それは、二度にわたる現地視察を経て提言としてまとめられた『那覇市都市計画の考察』（以下、『考察』と略）や市民への講演内容をみれば明らかである²⁰⁾。石川は那覇市都市計画の課題を様々な分野から指摘しつつ、「街のまん中に墓地をしつらえて、市民、死体と同居」²¹⁾していることや「墓地が市内にあることは第一に死んだ人たちが安らかに眠れまい」²²⁾というように中心市街地に墓地があることを問題視している。このような分析を踏まえて、石川は都市施設としての霊園の必要性を明確にし、今後さらなる都市化によって土地利用の高度化を図るために、「那覇の市中の墓地は……何時かは整理し之を郊外にまとめ……公園式の墓地にす可き」²³⁾と述べている。

石川の思い描く霊園とは、「静かな所であり、墓地公園或いは霊園として美化されなけ

ればいけない」、「墓地を散歩して花を眺め、木陰に憩う」場所であり²⁴⁾、西洋文化としての霊園そのものであった。これは、石川が東京都建設局において、少なからず青山霊園や多磨霊園等の日本最初期の公営墓地（霊園）の存在を知っていたことや広場や公園等のパブリックスペースの配置を重視する石川の都市計画思想によるものだろう。

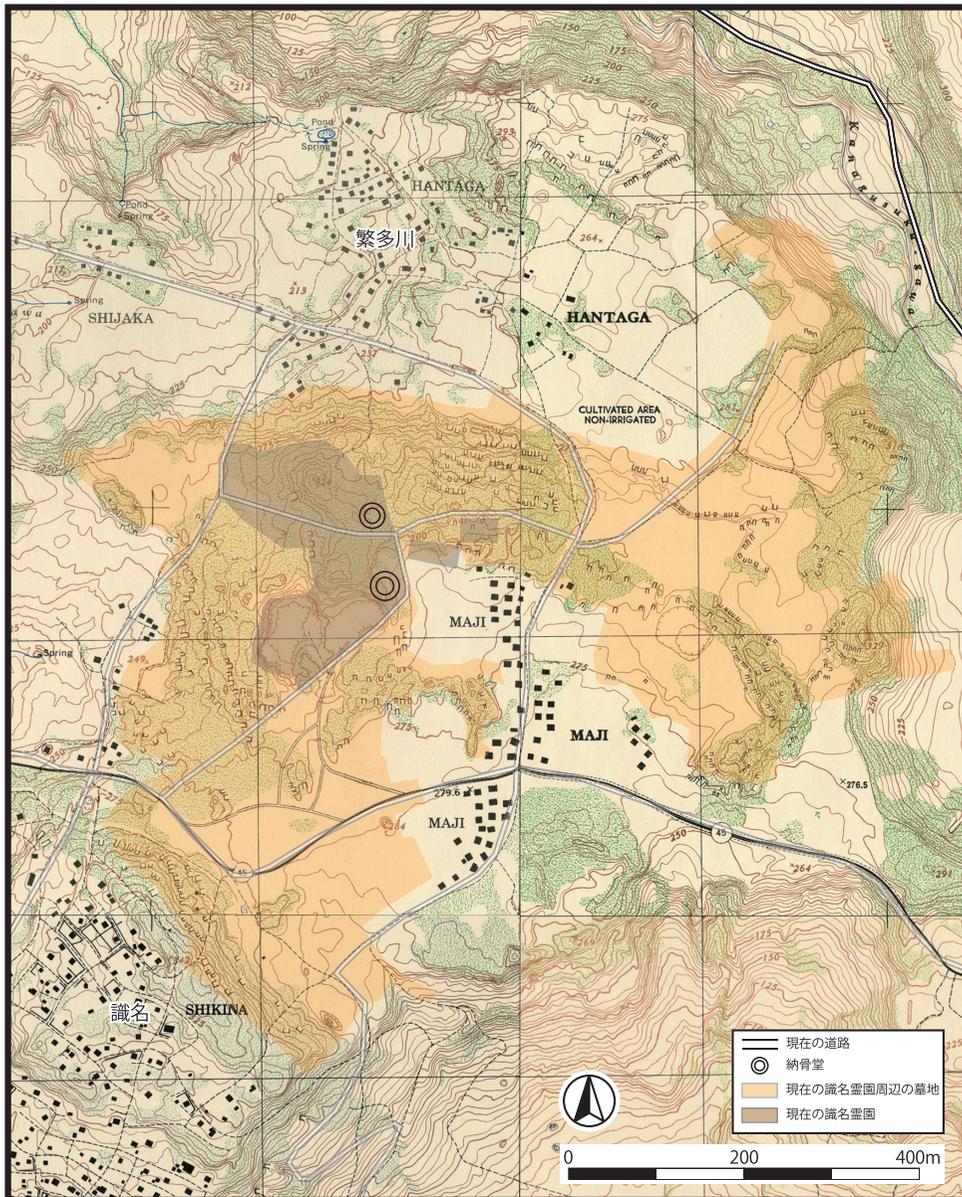
このように、石川は中心市街地の墓地を整理し、都市計画として郊外に霊園を建設すべきと主張した。那覇市の懸案だった「墓地整理事業」の遺骨や墓地の移転先は石川の霊園構想に帰結し、個人墓地の郊外化や乱開発は防止できるはずであった。

III. 識名霊園と個人墓地集積地の形成過程

1. 識名霊園建設計画

那覇市は石川の『考察』を受けて、1955年5月に策定した都市計画において霊園計画を示している。霊園設置の理由は、「郊外の閑静地にあった墓地が現況は市街地内に介在する状態となり都市衛生上都市美観上も憂慮されるとともに……土地の最高度の利用」を実現するためである²⁵⁾。霊園計画が正式に認可されたのは1955年12月21日であり、名称は那覇市営識名霊園、346,488 m²の土地を買収するとした。

この地域は1948年に米軍が作製した4800分の1地形図(第3図)から分かるように、「琉球石灰岩台地に在り……周辺部にゆるい傾斜の広大な可耕地が点在」している純農村地域であった²⁶⁾。注目すべきは、コの字型の地図記号であり、これはBurial vault アーチ形の天井の墓地、すなわち亀甲墓や破風墓等



第3図 1940年代後半における識名周辺の状況

米軍作製4800分の1地形図「DAIDO」「SHURIJO」「TSUKAZAN」「KOKUBA」(1948年)、
2万5千分の1地形図「那覇」(2008年)、那覇市『那覇市墓地等に関する基本方針』より作成。

の沖縄式墳墓のことである。これらは丘陵地等の斜面に沿って、開かれた方向に建てられることが一般的な慣習であり、識名周辺は典型的な墓地域であったと推測できる。

1955年の識名霊園計画図によると、軸となる旧道を拡張し、地形を考慮していない開発がみとれる。また、「要所要所に緑地帯を設け、明るい墓地として一種の公園の效果

をもたせ」ることからも²⁷⁾、計画図に示されているロータリーは交差点の役割だけでなく、より回遊性を引き出すための広場として想定されていたのかもしれない。

1956年3月政府告示72号により事業が進められ、1958年には30,726 m²の用地を買収し、納骨堂（現・北納骨堂）や沖縄戦没者中央慰霊之塔が建設された。しかし、その後は10年以上にわたり工事が進展せず、1969年に現・A地区と広場が完成した（第1表）。これほど工事が遅れた理由は、「一部の関係地主が、買収価格が低廉すぎるとのことで交渉が難航し」ていたためである²⁸⁾。このように、用地の買収が思うように進まなかったために識名霊園の建設はごく限られた範囲の中で進展していくこととなる。

2. 墓地のスプロール化

さらに、霊園用地の買収が思い通りに進まない背景にはIIでみたような個人墓の郊外進出が深く関係している。霊園計画が認可された翌年の1956年7月、沖縄タイムスで「新郷土地図」という各市町村の現況を紹介する特集において、真和志市が取り上げられた。その記事の中で「識名・上間に墓地ブーム」という小見出しがあり、当時の様子を以下のように紹介している。

識名、上間両部落民は霊苑ブームとでもい
ようか墓造り作業で結構稼いでおり、良い
副業が出来たと喜んでいる。この一帯は写
真に見るように一面のススキ原で人家から
も遠く閑静そのもの。亀甲式の豪壮なもの
はみられず、新生活運動の線にそい、いず
れも一基四、五千円のものが多いうだ²⁹⁾。

このように、畑や耕作地が広がっていた識

名周辺地域は霊園が設置されるという都市計画が発表されると、副業のように「墓造り作業」が行われていたようである。

しかし、この「墓地・霊苑ブーム」は霊園計画発表後にはじまったものではない。霊園計画が認可される3年前（1951年）に行なわれた「墓地整理事業」の火葬終了後、仮安置所である奥武山神社跡の「納骨堂を利用できなかつた人々によつて、こんどは場所を変えて新しい小型の墓の□がぞくぞくつくられていく動きがある」。その場所は「識名や、首里坂下一帯の傾斜地」で、「ここ1カ月内にできた墓地の数はまず二百を下らない」とある³⁰⁾。この記事によって明らかなように、識名周辺地域には「墓地整理事業」の火葬終了後、つまり1952年頃から個人墓の建設が進められていたのである。また、郊外に建設された個人墓は「豪壮なものはみられず」³¹⁾、「どれも一坪、二坪といった小型」³²⁾なものであった。「中には水タンク用のセメントクワにセメント製の屋根を乗せ」たような簡素な墓も建てられた³³⁾。

このように、1952年頃から識名周辺地域に建てられた小型で簡素な個人墓は霊園計画区域内を侵食するように広がっていく。それは、識名霊園周辺を撮影した風景写真からみることができる。管見の限り、最も早く撮影されたのは1957年に刊行された『新郷土地図』に掲載されたものである³⁴⁾（第4図）。小学生らしき少女たちの通学路には、真新しそうな墓が点在しており、個人墓がどのように建設されていたのかが分かる。また、空中写真である第5図は、納骨堂が確認できることや墓の立地状況から1960年代のものと考えられる。畑や耕作放棄地のような草地の中に、局所的に集中した個人墓の立地が見てとれる。



第4図 識名周辺地域における個人墓地①
(1957年頃)

沖縄タイムス社『新郷土地図 沖縄 第1巻
那覇(真和志)篇』より引用。



第5図 識名周辺地域における個人墓地②
(1960年代)

キーストンスタジオ提供 那覇市歴史博物館蔵

これらの風景写真から分かることは、個人墓地が何らかのルールを遵守して建設されたものではない、すなわち無秩序にスプロールの拡大するように建設されていたということである。これらの個人墓地には1基ごとに地番が与えられており、土地も個人が所有しているため、いくつかの墓地の登記簿を閲覧すると、地目が「畑」から「墓地」に変更されていることが証明できる。しかし、その変更されている時期の多くが「年月日不詳変更」となっている。これは、戦後の混乱期に土地の登記がなされないまま、無許可で墓地の建設が行われたためである³⁵⁾。

このように、識名霊園の建設が進展しない要因として、計画決定前から個人墓が無許可かつスプロールの建設され、土地の権利が細分化されたために用地買収が困難になったことが指摘できるのである。

IV. 個人墓地集積地に至る識名周辺地域の社会的背景

識名周辺地域における個人墓地の乱開発は、識名霊園計画を現在においても計画通りに達成できない大きな要因となっている。では、なぜ識名周辺地域が霊園・個人墓地として指定・利用されたのだろうか。以下では、墓地集積地に至る識名周辺地域の社会的背景を《那覇市》・《墓地を求める人々》・《識名周辺地域の人々》という三者の立場から考察することにした。

1. 《那覇市》

那覇市が霊園の設置場所を識名に選定した理由は明らかにされていない。占領期当初の那覇市にとって、霊園をどの場所に設けるかという問題意識よりも、ひとまず「墓地整理事業」として米軍から指令があった墓の取り壊しを遂行することが優先課題であった。しかし、墓の取り壊しには遺骨や墓の移転先を補償・提供する責任が生じる。当初の移転先は、「真和志村との合併後〔、〕繁多川付近に適切な地所を求めて作る」としており³⁶⁾、狭小な那覇市の面積を考えると合併を前提とした移転先の選定の妥当性はあるかもしれないが、明確な計画性を欠いた考えだと言わざるを得ない。しかし、結果的に1957年に真和志市と合併し、当初の発言のように繁多川の一部含む識名周辺地域に霊園が計画されることは興味深い。

那覇市が移転先を識名周辺地域に求めた理由は三つ考えられる。第一に、大規模な墓地や納骨堂を確保するためである。1950年頃の識名周辺地域は畑や休閒地が広がっており、整地工事をすれば広くこれを墓地として利用できた。第二に、移転する墳墓が大量であったために、戦前の墓地建設に好まれた傾斜地や丘陵地ではなく平坦地が求められていたが、この点に関して、識名周辺地域はその条件を具備していた。第三に、戦後那覇市の新市街は戦前の郊外にあたる場所に形成され、「人家の軒先に墓の入口があ」るような状況³⁷⁾になっており、これを解消するため、那覇市中心部から遠すぎず近すぎない場所、すなわち都市の新たな周縁部に移転先を求める必要があった。

このように、霊園の場所が識名に選定された理由を那覇市の立場からみると、①墓が建設できる広大な土地があるため、②平坦地が広がっているため、③拡大した那覇市周縁部に位置しているため、と考えることができる。

2. 《墓地を求める人々》

沖縄の墳墓は、本土の「遺体や骨を埋めた上に建てる記念碑」的性格とは異なり、「遺体や骨を内部に納める室」として認識されており遺骨が重要となる³⁸⁾。そのため、墓内には風葬のためのスペースと納骨場があり、亀甲墓のような巨大な墓になる。墓の大きさは故人のステータスともなり、競うように大型化が進んでいった。

しかし、戦後は状況が一変する。伝統的な共同体が崩れ、核家族化が進むとともに、新たに家族墓を設置する動きが顕著になったことや、都市に流入し定着した人々も墓を求めるようになり、墓の需要が増加する。しかし、公的に供給される墓地は乏しく、土地価

格の上昇もあり墓の小型化が進んだ。また、火葬の普及により墓内の風葬のスペースが不要になったことや墓ごとの被葬者数の減少によって大きな墓の必要性がなくなったことも、小型化の進展に拍車をかけた。以上のように、戦前ではみられなかった小型の墓が戦後のスタンダードな形態の一つとして普及していく。

このような墓を求める人々が、その墓を置く場所として識名に選んだ理由は三つ考えられる。第一に、第3図のように識名は霊園設置前から墓地が多く立地した地域であり、伝統的な文化的価値からみても、墓地としての立地条件が好ましいためである。その条件とは、この識名周辺地域が那覇市内において首里地域に次ぐ高台で景色や風水が良い場所³⁹⁾であったこと、琉球王国の氏族の墓が多いことから潜在的に墓地としての付加価値が高いと認識されていたことが挙げられる。沖縄の墓地では、一般的に「後方が高く前面が開けている地形は、みな様に人びとの認める墓の立地の理想地形」とされており、識名周辺地域はこの「理想地形」を持ち合わせていた⁴⁰⁾。また、識名霊園のそばにある識名園は、琉球王国の別邸や迎賓館としての役割をもち、氏族の墓が多いことから識名の高台は「第二(終)の住み処」としての性格が強かったのである。

第二に、識名周辺地域という場所に対する意味づけが積極的に行なわれたためである。その契機は、識名霊園の第一期工事で1958年に完成した納骨堂(現・北納骨堂)と沖縄戦没者中央慰霊之塔の出現である。この納骨堂には「琉球政府が沖縄全島の山野に散在する遺骨を四十八ヶ所から蒐集し」⁴¹⁾、安置している。さらに、1958年1月25日には全琉球

戦没者追悼式が行なわれている。つまり、これらの施設は識名周辺地域を追悼・慰霊の場所として象徴的に映し出し、それ以前に認識されていた墓地としての好条件と相まって、霊域・聖域という場所性を創造した。

第三に、墓地としての土地を容易に求めることができたことであるが、これは次項で詳しく検討する。

3. 《識名周辺地域の人々》

識名周辺地域の人々は、墓地集積地として地域が変容する状況とどのように関係したのであろうか。少なくとも、この地域では「墓地・霊園ブーム」の担い手として「墓造り作業で結構稼いで」いる人々の存在があった⁴²⁾。このブームの背景には、畑の地主たちがその土地を墓地として売却した、すなわち、《墓地を求める人々》に土地を意図的・積極的に提供した状況がある。

識名周辺地域の畑の地主たちは、戦前まで農家として生活していた。しかし、戦後は農業ができる状態ではなく、「食べ物も、現金収入もない、まともな生活もできな」かった⁴³⁾。そのようななか、「畑に墓を1基作れば何百ドルで売っていた」⁴⁴⁾のであるから、畑を分割し、墓地として売却すれば副業のように収入を得ることができた。このように、識名霊園の建設以前から識名周辺地域の人々によって個人墓地の立地誘導が行なわれていた。もともとは地主が個人に対して墓地を販売していたが、その後、それに目をつけた建設業者や墓石業者が、土地と墓を造成・販売する墓地建設業のようなものをはじめ、地主が墓地建設業者に土地をまとめて売却する事例も少なくなかった⁴⁵⁾。

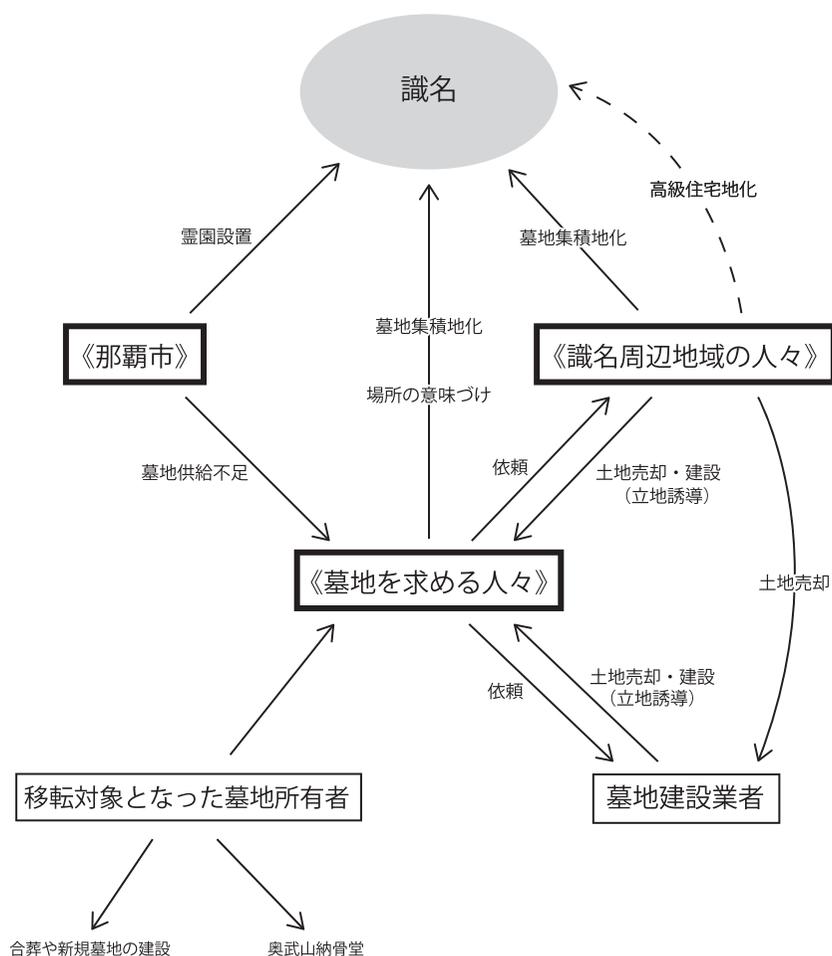
しかし、墓の建設あるいは霊園計画に反対する人々もいた。「首里城に次ぐ高台で景色

もいいから高級住宅街を誘致する計画」も提案されていたのである⁴⁶⁾。当時の那覇市都市計画課課長だった花城直政は在任中に実現できなかった計画として、「識名、繁多川の手前一带の高級住宅地」化を挙げている⁴⁷⁾。しかし、これは高級住宅地を建設する隙間もないくらいに墓地建設・集積が進行し、市街地化の進展にもより、実現することはなかった。

V. おわりに

本稿では、現在の識名霊園周辺地域における個人墓地のスプロール化した景観を起点とし、その形成過程を地理学的に明らかにすることを試みた。まず、IIでは「墓地整理事業」において大規模な公営墓地を確保する必要になり、併せて郊外に個人墓地を求める人々が増加し、都市計画としての霊園が構想されたことを示した。そしてIIIでは、公園や広場としての霊園が那覇市によって計画されたが、個人墓地の郊外への立地やその土地を積極的に提供した人々により霊園用地の買収が進展しなかったことが確認できた。その際、土地利用に対する規制がなされていなかったために墓地の建設が無許可で行われ、スプロール的に墓地が集積した経緯を整理した。そして、IVでは識名周辺地域が墓地集積地として形成された社会的背景を三者の立場から考察し、それぞれの立場から相乗的に墓地の集積地が生み出された過程を明らかにした。

これらのアクター間で生じた諸過程をまとめたものが第6図である。《墓地を求める人々》は、「墓地整理事業」以後の公的な墓地供給不足によって周縁部に広がる識名周

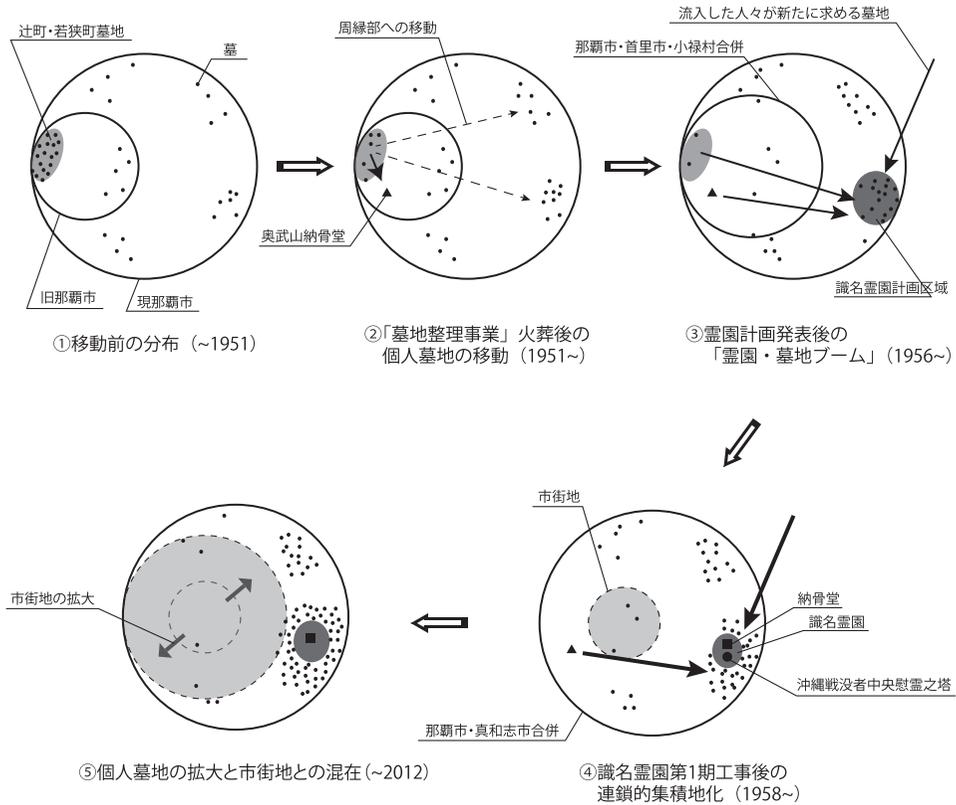


第6図 識名周辺地域の墓地集積地化に至る諸過程

辺地域に墓地を求めることになる。その際に、場所に対する意味づけ、特に霊域・聖域といった墓地に相応しい場所性を創造し、連鎖的集積が進行した。この一連の動きに呼応した存在が《識名周辺地域の人々》であった。彼らは、墓地需要に応えるべく、時には墓地建設業者と連携し、自らの畑を墓地として提供し立地誘導を行った。その結果、識名霊園はすべての計画実施が困難となり高級住宅地構想は挫折するまでに墓地集積地化が進んだ。戦後の都市形成期に明確な用途地域が定まっておらず、常に墓地建設用地としての

空地がストックされていたことも集積地化の要因となった。このように、識名周辺地域への個人墓地の集積は三者の行為が異なる次元において関連しながら進展したのである。

このような諸過程を背景として進展した墓地集積地の地理的な形成過程を整理したものが第7図である。那覇市が一貫して掲げていた「土地利用の高度化」は那覇市の墓地政策の主たる目的であったが、「墓地整理事業」では火葬による墓の縮小、霊園計画では墓と住居の隔離が意図された。その結果、墓



第7図 墓地の移動と墓地集積地の形成過程

地の立地は段階的に周縁部へと移動・展開してゆくこととなり、第7図の①では、辻町と若狭町において顕著にみられた墓地の集積は、②「墓地整理事業」によって整理され移転を余儀なくされる。一部の人々は奥武山納骨堂や一族の墓に合葬することになるが、新たな墓地を求める人々は旧那覇市外の郊外にその土地を確保してゆく。③そして、識名に霊園が設置されることになると識名周辺地域の一部の地主は積極的に墓地建設の用地を提供し、「霊園・墓地ブーム」と言われるほど墓地の集積が進んだ。この頃から那覇市周辺部に流入した人々も墓地が比較的容易に入手できる識名周辺に建設することとなる。④さらに、納骨堂や慰霊碑が建立され

ることによって識名周辺地域に霊域・聖域という意味づけがなされ、より多くの人々が識名に墓地を求めることとなった。⑤このようにして墓地の連鎖的集積がスプロール化した景観を現出させ、市街地と墓地が混在することとなった。

このように、「土地利用の高度化」は火葬率の向上や小型化、周縁部への移動を誘発したが、都市計画に先行して識名に個人墓地が集積しスプロール化するという意図せぬ結果をも導き出した。そこには、「墓地整理事業」の際に遺骨や墓の移転先を不明瞭なまま実施したことやゾーニングの不徹底、都市基盤整備を優先して識名霊園の整備・開発を放置していたことなどの都市計画上の問題が

見て取れる。さらにここに、都市の理想と現実の乖離が浮かび上がる。すなわち、「都市とは、為政者や権力者たちの構想によって作られたり、有能な専門家たちによる都市計画によって作られたりするだけ」ではなく、「現実に都市に暮らし、都市の一部を所有する人たちが、さまざまな可能性を求めて行動する行為の集積」⁴⁸⁾としてつくられているのである。為政者・権力者や専門家たちつまり、那覇市や石川が理想として描いた都市計画は、現実に都市に暮らす人々の行為を過小評価していたのではないだろうか。人間の行為という不確定因子は都市に暮らす人々のさまざまな思惑として絡み合いながら識名に個人墓地を集積させていった。

ここではとくに沖縄県における墓はその土地も含めて個人が所有し、現在においても墓地と所有者が強固に結ばれている点が重要である。そうであるがゆえに、墓地は非常にプライベートな空間となった。一方、西欧の霊園は、墓地といったプライベートな空間が広場や公園というパブリックな空間に内包されている。そのため、大型化やスプロール化を抑制し、墓地の立地も霊園内の区画を選択するのみである。

墓地というプライベートな空間をパブリックスペースに内包する概念は、現在の那覇市における墓地問題を考える上で有用な解決策を導きうる⁴⁹⁾。沖縄式の墓を土地と切り離して販売し、経営者が霊園全体の敷地を管理する方法のように墓地と所有者の関係性を緩やかにし、既存のプライベートな祈りの空間として完結するのではなく、その集合的空間＝霊園としてパブリックスペースを整備することが求められているのではないだろうか。

〔付記〕本稿は2012年度に提出した立命館大学文学部人文学科地理学専攻の卒業論文に加筆・修正したものです。本稿の作成にあたっては、中谷友樹先生をはじめ、立命館大学地理学教室の先生方に終始ご教授いただきました。末筆ではございますが、厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 八木澤杜一「現代日本の都市における葬祭空間」、建築雑誌 116-1470、2001、46-49頁。
- 2) NIMBYとは、Not In My Back Yardの略語である。清水修二『NIMBY シンドローム考—迷惑施設の政治と経済—』、東京新聞出版局、1999。
- 3) 春山文枝「葬儀営業に対する地域住民の反対運動」、龍谷大学経済学論集 37-2、1997、113-122頁。
- 4) 稲田道彦「日本人はどこに墓をつくってきたか」、地理 35-8、1990、21-28頁。
- 5) 『広報なは 市民の友』2011年9月号。
- 6) 那覇市『那覇市墓地等に関する基本方針』、那覇市、2010、8頁。
- 7) ①加藤正春「沖縄の葬墓制と骨の位置づけ」、民族文化研究 5、2004、20-51頁。②小熊誠「風葬から火葬へ—沖縄における葬儀の変遷—」、アジア遊学 124、2009、64-73頁。
- 8) 前掲6) 43頁。
- 9) 那覇市が実施した「平成14年度那覇市域墓地利用実態把握調査」より。
- 10) 前掲4) 23頁。
- 11) 牧港篤三『幻想の街・那覇』、新宿書房、1986、34頁。
- 12) 奥里将建「墓地と人口」、月刊タイムス 17、1950、2頁。
- 13) 『うるま新報』1951年1月30日。
- 14) 石川栄耀(1893-1955)は、東京帝国大学土木工学科卒業の都市計画家である。大正9(1920)年、都市計画法の施行と同時に内務省都市計画愛知地方委員会技師となり、名古屋郊外の区画整理等を手がけた。のち東京に移り、戦前・戦後を通じて東京の都市計画に大きな役割を果たした(上田正昭編『日本人名大辞典』、講談社、2001、346項より一部引用)。
- 15) 石川栄耀「沖縄雑記」、新都市 7-4、1953、25頁。
- 16) 前掲13)。
- 17) 『うるま新報』1951年6月5日。
- 18) 『うるま新報』1952年8月29日。
- 19) 佐野浩祥・津々見崇「那覇の戦災復興における都市計画家・石川栄耀の役割—花城直政との関係に着目して—」、土木史研究講演集 31、

- 2011、47-54頁。広瀬盛行「那覇市の都市計画と石川栄耀」、都市計画182、1993、105-109頁。
- 20) 石川栄耀『那覇市都市計画の考察』、那覇市都市計画課、1953、75頁。
- 21) 『沖縄タイムス』1953年2月8日。
- 22) 『琉球新報』1953年2月12日。
- 23) 前掲20) 56頁。
- 24) 前掲22)。
- 25) 那覇市企画部文化振興課『那覇市史 資料篇 第3巻1 戦後の都市建設』、那覇市役所、1987、850頁。
- 26) 識名誌編集委員会『識名誌』、那覇市識名自治会、2000、43頁。
- 27) 『琉球新報』1955年12月11日。
- 28) 那覇市役所『識名霊園整備工事設計書』、那覇市役所、1968。
- 29) 『沖縄タイムス』1956年7月24日。
- 30) 『沖縄タイムス』1952年8月29日。
- 31) 前掲29)。
- 32) 前掲30)。
- 33) 前掲30)。
- 34) 沖縄タイムス社『新郷土地図 沖縄 第1巻 那覇(真和志)篇』、沖縄タイムス社、1957、83頁。
- 35) 事実、「那覇市の戸籍は戦争でまったく焼かれてしまって」土地所有の確認もままならない状況のなか、住居においても「戦前の地番には他所から来た人が家を建て自分は、よその人の土地を借りて住んでいるといった」状態であった(当間重剛『当間重剛回想録』、当間重剛回想録刊行会、1969、181頁)。
- 36) 『うるま新報』1951年1月31日。
- 37) 『うるま新報』1950年7月5日。
- 38) 前掲7) ①、37頁。
- 39) 沖縄における風水思想は中国(福建省)から伝えられたとされており、一般的な定義は、「墳墓、都城、村落、住居等を建設するに当って、災禍をさけ、幸福を招くために地相をみること」である(窪徳忠編『沖縄の風水』、平河出版社、1990、3頁)。
- 40) 渡邊欣雄『風水一気の景観地理学一』、人文書院、1994、126頁。
- 41) 山城善三・山城久子『沖縄“事始め”物語』、旭広研、1971、203頁。
- 42) 前掲29)。
- 43) T氏(73歳)への聞き取り調査(2012年8月3日実施)より。氏は生まれも育ちも識名であり、現在は識名自治会会長である。
- 44) 前掲43)。
- 45) 前掲43)。
- 46) 前掲43)。
- 47) 『沖縄タイムス』1957年12月18日。
- 48) 鈴木博之『東京の地霊』、筑摩書房、2009、10頁。
- 49) 那覇市は、「那覇市墓地等に関する基本方針」(2010)によって個人墓地の建設を抑制するために「個人墓地禁止区域」を設定している。また、個人墓地の申請許可などの業務を沖縄県から各市町村に漸次移行しており、今後、自治体が適切に墓地政策を行えるようになると考えられる。